

# 豊中市自治基本条例

## 逐条解説

私たちは、今日に至るまで互いに協力し、話し合いを積み重ねながら、困難を乗り越え、夢をかたちにするために、地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました。

そして今、自ら課題に取り組む市民が、新たな公共の担い手として、お互いに、また事業者や市と連携して取組を広げながら豊中の自治の力を高めようと努めています。

また、それぞれの自治体には、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、憲法の掲げる地方自治の本旨の実現に向けて、独自の創意工夫により自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。

私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために、一人ひとりが持てる力を十分に発揮していきたいと考えます。

こうした認識に立って、私たちは、  
自分の住むまちに関心を持ち、  
まちの課題を自らの課題として受け止め、  
情報を共有し、  
お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、  
よって、まちの課題に対して、  
より良い解決方法を見つけ出し、  
責任を持って実行していく  
ことを旨として行動することを決意します。

ここに私たちは、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、この条例を制定します。

豊中市自治基本条例 前文より



# 豊中市自治基本条例逐条解説

## 目 次

はじめに .....	1
豊中市自治基本条例制定の背景 .....	1
豊中市自治基本条例制定の経過 .....	2
豊中市自治基本条例の構成 .....	3
各条文の解説 .....	4
前文 .....	4
第1章 総則	
第1条 目的 .....	7
第2条 自治の基本原則 .....	8
第2章 自治の主体	
第1節 市民及び事業者	
第3条 市民の権利 .....	10
第4条 市民の責務 .....	11
第5条 事業者の責務 .....	12
第2節 市議会	
第6条 市議会の権限等 .....	13
第7条 市議会の責務 .....	14
第8条 市議会議員の責務 .....	15
第3節 行政機関	
第9条 市長の権限 .....	16
第10条 市長の責務 .....	17
第11条 職員の責務 .....	18
第3章 自治の運営	
第1節 地域	
第12条 地域自治 .....	19
第2節 市政	
第13条 市政運営の基本原則 .....	21
第14条 総合計画 .....	22
第15条 行政組織 .....	23
第16条 行政手続 .....	24
第17条 政策法務 .....	25
第18条 法令遵守 .....	26
第19条 情報公開及び個人情報の保護 .....	27
第20条 行政評価 .....	28
第21条 人材育成 .....	29

# 豊中市自治基本条例逐条解説

## 目 次

第22条 財政運営 .....	30
第23条 危機管理 .....	31
第4章 参画と協働	
第1節 参画	
第24条 参画における原則 .....	32
第25条 意見公募手続.....	33
第26条 審査会等の委員の選任 .....	34
第2節 協働	
第27条 協働における原則 .....	35
第28条 協働の推進.....	36
第29条 パートナーシップ協定 .....	37
第5章 市民投票	
第30条 市民投票 .....	38
第6章 国又は他の地方公共団体との連携	
第31条 国又は他の地方公共団体との連携 .....	40
第7章 この条例の位置付け	
第32条 この条例の位置付け .....	41
附 則 .....	42

## はじめに

平成19年(2007年)4月1日に施行した「豊中市自治基本条例」は、自治の基本となる理念や原則などを定めたものです。これから、この条例を生かして、市民、事業者の皆さんと市が共に汗をかい、地域の自治や市政を進めていくことが求められます。

その参考となるよう、各条文の内容や考え方などを説明した逐条解説を作成しました。条例に基づく具体的な取組みについて考え、空欄に書き加えていくなど、この冊子をご活用ください。

## 豊中市自治基本条例制定の背景

### 1. 自治基本条例制定の背景

自治基本条例は、自治に関する基本的な事項を定めた条例といわれ、近年、全国各地の自治体で制定されるようになってきています。

しかし、法律に定めがなく、これという共通の考え方があるわけではないため、各自治体が独自の考え方に基づいて、それぞれに特徴のある自治基本条例を定めています。

自治基本条例の制定の背景としては、次のような点があげられます。

#### (1) 地方分権の推進

平成7年(1995年)に制定された地方分権推進法により、国による自治体への関与の見直しなどの地方分権改革が推進されてきました。さらに平成18年(2006年)には、新たに「地方分権改革推進法」が制定され、残された課題の解決に向け、第二期の改革が進められようとしています。今後、各自治体は国の指示を待つのではなく、主体的に意思決定を行い、これに伴う責任も主体的に負いながら、自治体運営を進めていくことが求められています。

こうしたなかで、各自治体において、市民の権利や自治体運営に関する基本的事項を明確にし、市民参加や市民との協働の仕組みを整える必要が高まっています。

#### (2) 地方自治法の補完

地方自治法は、自治体の組織と運営に関しては詳細に規定していますが、市民自治の仕組み、すなわち、「参加」や「協働」「情報の共有」など、今日の自治運営にあたって基本となる事項に関しては特段の規定を置いていません。

このため、各自治体が、独自の工夫によってこれを補う必要が生じてきています。

#### (3) 制度化の必要

上記のような必要にこたえるための取組みは、その時々の方針に左右されることなく、安定して続けられるものでなければなりません。

そのためには、自治体が制定する法である「条例」のかたちにしておくことが必要です。

### 2. 豊中市における意義

こうした流れのなかで、豊中市において独自の自治を発展させていくために、自治の主体のあり方、自治の運営に関する基本事項、市民参加や協働の仕組みなどを整える必要が高まっています。

豊中市ではこれまで、情報公開や審議会の市民委員の公募、条例や計画などの案に対する意見募集などを通じて、市民の市政への参加を推進してきました。また、まちづくり協議会によるまちづくり構想の提案と市の計画策定、市民公益活動団体との協働による事業の実施など、協働によるまちづくりにも取り組んでいます。

これらの取組みを土台として、これからの豊中の自治のあるべき方向を明らかにするため、自治基本条例を制定するものです。

## 豊中市自治基本条例制定の経過

### 1. 地方分権改革を受け、検討に着手

平成7年(1995年)以降の地方分権改革の流れの中で、自治基本条例の必要性が指摘され始め、平成10年(1998年)には、市議会でも問題提起がありました。こうした動きを踏まえ、平成12年(2000年)に策定した「行財政改革第2期実施計画」において、「市民自治の視点に立った自治体運営の確立」を取組み項目として位置付け、検討に着手しました。

平成15年(2003年)からは、総合計画や情報公開条例など「自治の基本」と関係の深い計画や条例を担当する部局の職員から成る部会を設置し、公募市民2人を交えて議論を深めてきました。その結果、自治基本条例制定の必要性を改めて見つめ直し、市民に分かりやすく伝えていく必要があることが明らかになりました。

### 2. 検討委員会を設置し、本格的に検討

そこで、参加と協働に関する市政の現状を洗い直し、問題点と課題を全庁的に共有し、市民に発信する取組みを進めるとともに、その結果を踏まえて平成17年(2005年)3月、学識経験者5人と公募市民3人から成る「(仮称)自治基本条例検討委員会」と、参加・協働の取組みにかかわる部局を中心に構成する庁内組織「(仮称)自治基本条例検討会議」を立ち上げ、自治基本条例制定に向けた本格的な取組みを始めました。

検討委員会では、フォーラムや市民団体との意見交換なども行いながら議論が重ねられ、平成18年(2006年)7月、条例に盛り込むべき項目についての基本的な考え方と具体的な条文のイメージが最終報告書にまとめられました。

なお、議会に関する規定については、市議会における検討結果を踏まえて条文案を作成しました。

### 3. 市民意見を踏まえて条例案を作成

検討委員会の最終報告書を受けて、条例骨子案を作成して意見を募集し、併せて説明会や出前講座を行いました。また、市民自治について認識を共有し、理解を深めていくために、市内8か所で地域フォーラムを開き、「市民自治とは何か」について意見交換しました。

これらを踏まえて条例案を作成し、平成19年(2007年)1月に意見を募集。その意見を反映した最終的な条例案を取りまとめ、同年3月、市議会に提案し、議決されました。

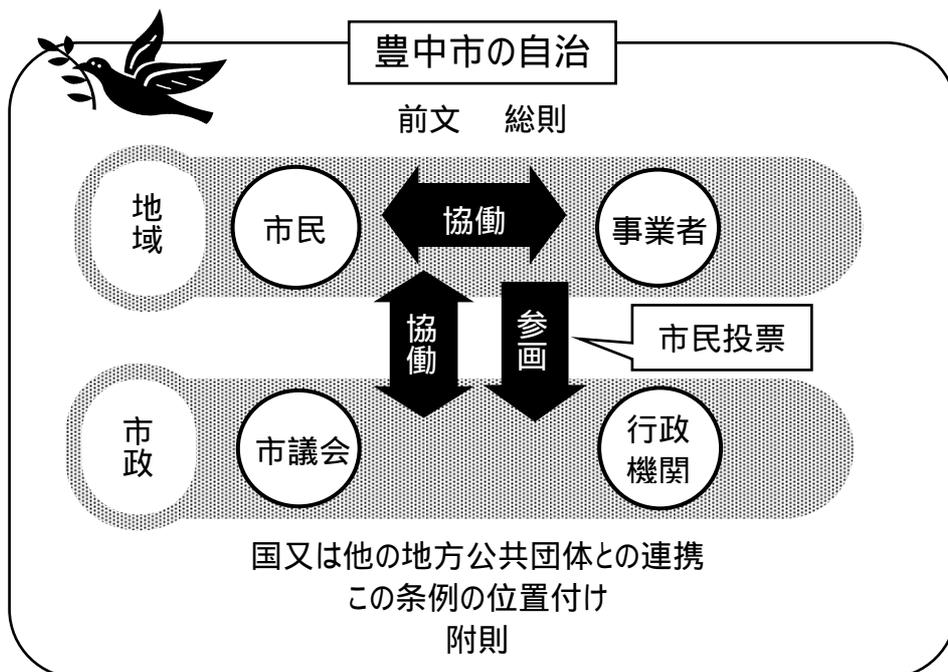
<平成17年以降の主な取組み>

とき	主な取組み	検討委員会	庁内組織
平成17年 (2005年)	3月 電子会議室(~8月) 9月 自治基本条例を考えるフォーラム(2回) 12月 市民団体との意見交換(~2月、6回)	[設置] ↓	[設置] ↓
平成18年 (2006年)	7月 骨子案説明会(4回) 骨子案への意見募集	最終報告書	↓
平成19年 (2007年)	11月 市民自治を考える地域フォーラム(8回) 1月 条例案説明会(5回) 条例案への意見募集	全12回	↓
	このほか、出前講座を随時開催(10回)		↓

## 豊中市自治基本条例の構成

前文	条例制定のねらいと決意を明らかにしています。
第1章 総則	条例の目的と、自治の基本原則(情報共有・参画・協働)を定めています。
第2章 自治の主体 第1節 市民及び事業者 第2節 市議会 第3節 行政機関	市民・事業者、市議会、行政機関(市長・職員)を「自治の主体」と位置付け、それぞれの権利・権限と、責務について定めています。
第3章 自治の運営 第1節 地域 第2節 市政	自治を具体的に推進していくための場を「地域」と「市政」に分け、推進する仕組みとして、市民・事業者による自主的、主体的な取り組みと、市政運営について定めています。
第4章 参画と協働 第1節 参画 第2節 協働	自治を担うそれぞれの主体が、参画と協働の関係にたって自治を進めていくときの原則と、参画・協働を推進するための具体的な制度について定めています。
第5章 市民投票	一定の署名要件を満たす請求があれば、必ず市民投票を実施するという「常設型」の制度を定めています。
第6章 国又は他の地方公共団体との連携	国または大阪府、近隣市など他の自治体との連携について定めています。
第7章 この条例の位置付け	「自治の基本を定めるもの」と位置付けています。
附則	条例の運用状況の検討について定めています。

< 構成のイメージ >



## 各条文の解説

## 前文

私たちは、今日に至るまで互いに協力し、話し合いを積み重ねながら、困難を乗り越え、夢をかたちにするために、地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました。

そして今、自ら課題に取り組む市民が、新たな公共の担い手として、お互いに、また事業者や市と連携して取組を広げながら豊中の自治の力を高めようと努めています。

また、それぞれの自治体には、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、憲法の掲げる地方自治の本旨の実現に向けて、独自の創意工夫により自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。

私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために、一人ひとりが持つ力を十分に発揮していきたいと考えます。

こうした認識に立って、私たちは、  
 自分の住むまちに関心を持ち、  
 まちの課題を自らの課題として受け止め、  
 情報を共有し、  
 お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、  
 よって、まちの課題に対して、  
 より良い解決方法を見つけ出し、  
 責任を持って実行していく

ことを旨として行動することを決意します。

ここに私たちは、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、この条例を制定します。

## 【趣旨】

豊中市自治基本条例制定への決意を明らかにしたもので、各条文を解釈する際のよりどころとなるものです。各段落で、以下の内容を表現しています。

第1～3段落 豊中市自治基本条例制定の背景

(豊中の特徴として、自然や風土といった外形的なものではなく、市民による主体的な自治の営みを取り上げています。)

第4段落 めざすべき地域社会の姿

第5段落 自治を進めていくときの行動規範 = 自治のプロセスを重視した「市民憲章」

第6段落 豊中市自治基本条例によりめざす目的

## 【解説】

## &lt;第1段落&gt;

「私たちは」

豊中市自治基本条例は、豊中市に住む人だけでなく、豊中市で働き、学ぶ人、あるいはNPO活動に従事する人や団体などを幅広く対象としています。

「地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました」

地域の住民どうして支え合いながら「教育」や「福祉」といった課題に取り組むものから、地域を越えて「地球環境の保全・創造」といった課題に取り組むものまで、さまざまな分野で、さまざまな形態の活動が展開されてきたことを述べています。

なお、「教育や福祉、環境」は、豊中の特徴を示すものとして例示的に掲げているものです。

**<第2段落>****「新たな公共」**

公共領域のサービスや課題の解決などは、行政がすべて担うのではなく、市民や事業者と協力し合って担っていくという考え方です。

**「連携して取組を広げながら豊中の自治を高めよう」と**

市民が地域の課題を見出し、事業者や市と連携して解決に向けた取組を考え、実行していくなかで、自治を担う力がはぐくまれ、活動の輪がさらに広がってきていることを述べています。

**<第3段落>****「地方自治制度の大きな改革の流れ」**

平成12年(2000年)4月に施行された「地方分権一括法」に基づく地方分権改革(=国の地方に対する指揮監督の廃止・縮小を中心とした改革)や、平成18年(2006年)12月に成立した「地方分権改革推進法」(=国から地方への権限移譲の推進などを内容とする法律)などによる改革の流れを指しています。

**「自己決定,自己責任による自治」**

自治体としての豊中市の意思は、(国や他の自治体の干渉をうけることなく)主体的に形成し、これに伴う責任についても(国や他の自治体の保護をうけることなく)主体的に負わなければならない、という自治(=団体自治)の原則を指しています。

自治の主体である市民、事業者、市が、参画と協働によって、自ら決定し責任を負うという自治のありようを述べたものです。

**<第4段落>**

**「年齢や性別,国籍などの違いを問わず,多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら,平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために」**

「人権擁護都市宣言」や「非核平和都市宣言」などの理念に基づいて、「人権尊重」「平和」「持続可能」といった、めざすべき地域社会の姿を述べたものです。

「自治」とは、自治の主体である市民、事業者、市が「参画」と「協働」によって担う営みですから、さまざまな個性を持った人々が、年齢や性別、国籍の違いなどを越えてじっくりと話し合い、持てる力を出し合っていく必要があります。また、このような営みを通じて、だれもが自治の主体として尊重されるようなまちを築いていくことが、持続可能な地域社会の形成にもつながります。このように、お互いがお互いの人権を尊重するということが「自治」の基本理念であるという観点から、「人権の尊重」を前文に位置付けたものです。

**<第5段落>****行動規範(=市民憲章)**

これからのまちづくりを進めていくときの市民の行動規範(=市民憲章)として、「主体性の発揮」「情報の共有」「個の尊重と熟議」「責任ある行動」などを掲げたものです。

市民憲章が一人ひとりの市民の中に根付いていくためには、市民憲章の精神にのっとった取組みが少しずつ積み重ねられ、市民同士の交流を通じて共有されていくといった、地道なプロセスが必要です。そうした取組みについての情報の発信や交流をサポートすることも、市の重要な役割であると考えています。

**<第6段落>****「市民自治」**

市民が、自治体の主権者として市政に参画し、また協働の担い手として自治体運営にかかわっていくことにより、市民が主役となったまちづくりを進めていくことを指しています。

**【参考】**

**人権擁護都市宣言**

私たちは、豊中市民として日本国憲法のもとにすべての人が人間として尊ばれ、基本的人権が侵されることのない明るい住みよい社会が一日も早く実現することを願っています。

しかし、今なお存在するさまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護される心豊かな豊中市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げるため、ここに豊中市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

昭和59年(1984年)3月28日

**非核平和都市宣言**

真の恒久平和と安全の願いは人類共通のものである。

しかしながら、核軍備競争は依然として続き、今や人類は自らを破滅させる危機に直面している。

わが国は世界で唯一の被爆国として平和を望む全世界の人々とともに人類の安全と生存のため核兵器廃絶に向けて積極的な役割を果たさなければならない。

豊中市は日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に、非核三原則の厳守を求め、核兵器廃絶を訴え、平和と安全のために貢献する決意と共に、市内での核兵器の生産、貯蔵、配備はもちろん、その通過を許さないことを表明し、ここに非核平和都市となることを宣言する。

昭和58年(1983年)10月15日

**第1条 目的**

(目的)

第1条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

**【趣旨】**

豊中市自治基本条例の目的を明らかにしたものです。

**【解説】**

制定のねらいや決意は「前文」で詳しく述べていますので、ここでは簡潔に、豊中市自治基本条例が「自治の基本原則」、「自治の主体」、「参画と協働の原則」などについて定めるものであること、そのことを通じて、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とするものであること、を述べています。

**「市民主権の理念」**

豊中市自治基本条例の根本にある精神は「市民主権」、すなわち、「豊中のことを決めていく主体は市民」であることを述べています。

このような考え方に立って、主権者としての市民の権利(第3条)と、それに伴う市民の責務(第4条)を定めています。

**「自己決定、自己責任による自治」**

前文の解説(5ページ)をご覧ください。

**「自立した豊かな地域社会」**

前文に掲げている、「年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会」を指しています。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

**第2条 自治の基本原則**

(自治の基本原則)

第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。

2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

**【趣旨】**

自治の基本原則として、「情報共有」「参画」「協働」の三つを定めるとともに、それを踏まえて、地域の課題を「だれが」「どのように」担うのかについて、あり方を定めるものです。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

**【解説】**

**<第1項>**

**「市民」**

「市民」には、市内に住所を有する者(外国人を含む。)はもとより、市内の事業所に勤務する者や、市内の学校に通学する者など、豊中市に関わりのある者を広く含みます。そうした「市民」によって組織された団体も同様です。

豊中市自治基本条例は、さまざまな個性を持った人々が、年齢や性別、国籍の違いなどを越えてじっくりと話し合い、持てる力を出し合って自治を担っていくことを目指していることから、自治の主体と位置づけている「市民」の範囲もできるだけ広く解釈することが条例の趣旨に沿うものであると考えます。

ただし、第30条の「市民投票」の規定においては、対象となる市民の範囲を「市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。)」に限定しています。この場合は、市町村合併など市に重大な影響を及ぼす問題について投票により意思を問うのですから、住民に限定することに一定の合理的理由があると判断したものです。

**「事業者」**

第5条の解説(12ページ)をご覧ください。

**「市」**

「市」は市議会と行政機関を指しています。

ただし、市議会が該当しないことが明らかな条項(第16条「行政手続」など)では、行政機関のみを指すと解釈します。

**定義規定を置かない理由**

豊中市自治基本条例には、随所に「市民」や「市」という言葉が使われていますが、それぞれの条文の中で、違う意味合いを持つことがあります。また、豊中市自治基本条例は基本条例であり、具体的な義務や権利の制限、公権力の行使を規定するものではないことから、定義をする必要が低いと考えます。

これらのことから、定義を置かずに、解釈として運用していくことが、基本条例としての趣旨に合い、妥当であると考えたものです。

今後、豊中市自治基本条例を根拠として具体的な制度を創設していく際に、豊中市自治基本条例の趣旨を尊重しながら、個別具体的に明らかにしていくこととなります。

**「情報共有の原則」**

自治は、市政に関する情報を共有しながら推進されるということを述べています。

「市政に関する」情報ですから、市（議会、行政）が保有する情報が圧倒的に多いと考えられますが、市民や事業者が保有する情報の中にも、市政に関する情報となり得るものも含まれているはずです。従って、「市政に関する情報」とは、「市民、事業者、市がそれぞれ保有する情報であって市政に関するもの」という意味にとらえることが適当です。

**情報共有と個人情報保護との両立**

例えば、地域において、防災・防犯や福祉などの活動に取り組む際、一定の個人情報を共有する必要が生じる場合がありますが、その場合も、個人情報の保護に関する法規の定めを遵守する必要があります。すなわち、学校や地域社会において名簿の作成・配布を行う場合には、あらかじめ本人の同意を得るか、同意に代わる措置を取らなければなりません。

しかし、逆に言えば、地域住民が個人情報の保護に関する認識を深めるとともに、適切な措置を講じるように留意すれば、地域における情報の共有と個人情報の保護はしっかりと両立させることができるものであると考えることができます。

**「参画の原則」**

市政は、より多くの市民、事業者の参画を得ながら推進されることを述べています。

「参加」は、意見公募手続（パブリック・コメント手続）による意見陳述、アンケート調査への回答など、何らかの市民参加手続により行政活動に加わることをいうのに対して、「参画」は、「参加」よりも行政活動への関与の度合いが強く、意見を述べるにとどまらず、意思形成過程への関与など責任のある役割を担うような場合のことをいいます。

**「協働の原則」**

市民、事業者及び市は、協働して課題の解決に取り組むことを述べています。

なお、「協働」の定義はしていませんが、第27条（協働における原則）において、「相互理解」や「目的の共有」などの原則を掲げ、協働の基本的な考え方を示しています。

**<第2項>**

地域の課題は、地域の特性を踏まえて取り組むことで最も効果的な解決が得られるという考え方に立ち、市民と事業者が主体的にこれを担い、市が補完するという関係に立つことを述べています。

**「地域の課題」**

「防災・防犯活動」や「教育・子育て」「福祉」などさまざまな課題が想定されます。ここでいう「地域」としては、課題に応じて、取組みを展開するのに適切な広がりとは異なると考えられますが、いずれにせよ、市民がそこで課題を発見し、自分の問題として受け止めることができるような、身近な空間を想定しています。

**「地域の特性」に応じた市の施策**

地域が、地域の特性に応じて、主体的に自治に取り組んでいくようになると、それに対応するための市の施策も、当然、多様なものになっていかざるを得ず、そのこと自体はなんら不公平ではありません。むしろ、市の施策が多様性にこたえられないこと、すなわち、地域の取組みにうまくかみ合う場合とそうでない場合があるという不均衡を生じることの方が問題であると考えられます。

### 第3条 市民の権利

(市民の権利)

第3条 市民は、市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政に参画する権利に配慮しなければならない。

3 市民は、市政に参画し、又は参画しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。

#### 【趣旨】

自治の主体として市民が有する権利と、その権利行使のあり方について定めるものです。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

#### 【解説】

##### <第1項>

##### 「市政に参画する権利」

豊中市自治基本条例には、参画する権利に対応した具体的な市政参画の制度として、「意見公募手続」(第25条)と「審査会等の委員の選任」(第26条)を定めていますが、これらはあくまで必要最低限の項目として設けたものであり、市としては、第24条に定める「参画における原則」に従って市政参画の機会を設けるよう努めるべきものです。

今後、ワークショップや市民討議会のような新しい参加手法についても、その効果を見極めながら、幅広く取り入れていく必要があると考えています。

##### 「市政に参画する権利」の保護

市政に参画する権利は、第24条に定める「参画における原則」に従って市政参画の機会が設けられることによって具体化されていくものであることから、市としては、そうした機会をできるだけ多く設けていくことによって、その行使を保障していくことが必要であると考えています。

また、やむを得ない理由により参画の機会を設けられなかったときはその理由をきちんと説明するとともに、参画に関する市民の意見や要望に適切に対処していくことが権利の保護に資するものであると考えます。

##### <第2項>

##### 「公共の視点に立ち」

市民は市政に参画する権利を行使する際には、自己の利益のみに専念してはならず、公共の利益を追求するという視点に立ってこれを行わなければならないことを述べています。

##### <第3項>

##### 「不利益な取扱いを受けない」

市政に参画し、または参画しないことを理由として、行政サービスを受ける権利が制限されるなどの不利益な取扱いを受けることがないことを明らかにし、参画する権利の自由な行使を保障しています。市政への参画は、利益・不利益によって誘導すべきものではないとの考え方に立つものです。

ただし、参画の権利は、市民の不断の努力によって保持しなければならない、という側面は重視しなければならないと考えます。

#### 第4条 市民の責務

(市民の責務)

第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。

##### 【趣旨】

市民の権利行使に伴う責務について定めるものです。

##### 【解説】

市民は、市政に参画する権利を行使する際には、一人ひとりの市民が地域の課題に関心を持って、事業者や市と協力して解決策を見出していく努力を積み重ねていくことが必要であるという観点から、責務を定めています。

責務の履行については、あくまでも、豊中市自治基本条例を大事に守り育てていこうとする市民の意識に期待しており、罰則等何らかの制裁を科すことは考えていません。

##### 「責務」

「責務」とは、果たすことが期待される「役割」のことを指していますが、「権利」「権限」という用語に対応して「責務」と表現しています。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

**第5条 事業者の責務**

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。

**【趣旨】**

事業者にも地域社会の一員としての責務があることを定めるものです。

事業者は、その経済主体としての地位や事業資産の保有状況などにかんがみると、市政参画の「権利」を定めるよりも、地域社会の中で果たすべき役割として「責務」を定める方が意義深いと考えたものです。

ただし、このことは、もとより事業者が市政に参画することを妨げる趣旨ではなく、現に「参画における原則」(第24条)、「意見公募手続」(第25条)、「審査会等の委員の選任」(第26条)などの条項の中で、「市民及び事業者」というように両者を同格に規定しています。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

**【解説】**

**「事業者」**

地域において事業活動を営む構成員であることから、事業者も地域づくりにおいて重要な役割を担う「自治の主体」として位置付けていく必要があるとの考え方にに基づき、規定を置いたものです。

事業者の範囲については、市内に事務所・店舗等を置いて事業活動を行っている事業者を想定しており、ガス・電気事業者等のように事業活動は行っているが事務所・店舗等を置いていない事業者は「地域社会の一員」とはいいがたいため、「自治の主体」たる事業者としては考慮していません。

なお、マンション業者の場合、常設の事務所を市内に構えていないとしても、一定期間、現地事務所なり責任者を置いて建設事業を実施するのであるから、その限りにおいては「地域社会の一員」とみるべきであり、事業の性格上も、近隣住民との良好な関係を維持すべき責務を有していると考えるのが妥当です。

**「地域社会の一員」**

事業者は、事業活動を営む中で、環境問題をはじめさまざまな面で地域に影響を及ぼしています。また、社会貢献の一環として地域活動に参加するというかたちで、地域社会と関係を築いているという側面もあります。このような観点から、事業者の責務を定めています。

## 第6条 市議会の権限等

(市議会の権限等)

第6条 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

2 市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。

### 【趣旨】

市議会の果たすべき機能を定めるとともに、その機能を果たすため市議会が有する権限を、地方自治法の規定を参考に定めるものです。

市長は、執行機関としての機能が法律上も明確に位置付けられているため、権限規定を置くことで十分ですが、議会については、一定の事件を議決するほか、いわゆる二元代表制の下で市長の事務執行を監視、けん制するなど、多面的な機能を有しているため、単に権限規定を置くだけでは不十分であると考え、特にその機能に関する規定を置いたものです。

市議会の権限については、すでに地方自治法に定めがありますが、自治基本条例に位置付けることで、豊中市の自治の基本をなす法規範であることを改めて示そうとするものです。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

### 【解説】

#### <第1項>

市議会は、市民の信託を受けて、自治体としての豊中市の意思を決定する機関であり、議案の審議や、市の事務を検査する活動を通じて、市の政策を形成したり市政運営を監視したりする役割を担うものであることを述べています。

#### <第2項>

第1項に定められた役割を果たすために、市議会は、条例の制定と改廃、予算、決算の認定等を議決したり、市の事務を検査し監査を請求したりするなどの具体的な権限を有していることを述べています。

**第7条 市議会の責務**

(市議会の責務)

第7条 市議会は、市民意思の反映を図るため、前条第2項に規定する権限を効果的に行使するよう努めなければならない。

2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。

**【趣旨】**

市議会の責務について定めるものです。

**【解説】**

**<第1項>**

市議会は市民の意思の反映を図るため、第6条第2項に定めた権限(条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等)の効果的な行使に努めるべきことを述べています。

**<第2項>**

市民を代表する意思決定機関である議会が、市民への説明責任をより良く果たしていくために、積極的な情報提供等を通じて、開かれた議会運営に努めるべきことを述べています。

**「積極的な情報提供その他の施策」**

議事録の公開だけでなく、広報誌やホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体を活用した広報広聴活動をいいます。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

**第8条 市議会議員の責務**

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の代表として、前2条に規定する市議会の権限等及び責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。

**【趣旨】**

市議会議員の責務について定めるものです。

個々の議員が、市民の代表として誠実に職務を行い、審議能力の一層の向上を図ることによって、全体としての市議会の権限等および責務がより良く果たされるという考え方に立つものです。

**【解説】**

市議会議員は、すべての市民の代表として、第6条、第7条に定められた市議会の権限等と責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、審議能力の向上を図るよう努めるべきことを述べています。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

### 第9条 市長の権限

(市長の権限)

第9条 市長は、市の執行機関として、事務を管理するとともに執行する権限を有する。

2 市長は、市を統轄し、これを代表する。

#### 【趣旨】

市長が有する権限を、地方自治法の規定を参考に定めるものです。

市長の権限については、すでに地方自治法に定めがありますが、自治基本条例に位置付けることで、豊中市の自治の基本をなす法規範であることを改めて示そうとするものです。

#### 【解説】

##### <第1項>

市長は、市の事務について管理執行する権限を有することを述べています。

##### 「市の執行機関」

市の執行機関には、市長のほか、教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会などのいわゆる行政委員会がありますが、市長は、市を統括し代表する立場から、これらの委員会の事務局等の組織等に関する勧告権を有しています。このことから、行政機関としては、特に市長のみを規定したものです。

なお、これらの行政委員会についても、「市」の一部を構成するものとして豊中市自治基本条例の適用を受けることは当然です。

##### <第2項>

市長は、株式会社における代表取締役のように、法人としての「市」を代表する役割を担っていることを述べています。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

## 第10条 市長の責務

(市長の責務)

第10条 市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、政策を実現するための施策及び計画を策定し、人員、予算その他の資源を適切に配分して、その推進に努めなければならない。

2 市長は、市民への説明責任を果たすため、前項の施策及び計画の推進状況を毎年公表しなければならない。

### 【趣旨】

市長の責務について定めるものです。

本条は、選挙の際に公約を掲げて当選し就任した市長が、有権者である市民の信託にこたえ説明責任を果たすべきであるとの観点から、本来は政治の問題として取り扱われるべきとの考え方もあるなかで、あえて設定した経過があります。従って、拘束性の強い規定とはせずに、努力義務にとどめています。

### 【解説】

#### <第1項>

市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、選挙の際に掲げた政策を具体的な行政施策に組み立てて実施計画に位置付け、人員、予算などのいわゆる行政資源を適切に配分することによって推進に努めなければならないことを述べています。

#### 「施策及び計画」

ここでいう「施策及び計画」とは、市長が、自らの政策について、その目標を明確に設定するとともに、これをいつまでに達成するのかということを、財源確保の方法とともに明らかにした、いわゆる「工程表」のようなものを想定しています。

第14条の「総合計画」は、市政運営の基本として、地方自治法の規定も踏まえて策定しなければならないものであり、市長の努力義務として策定を求める本条の計画とは趣旨を異にするものですが、本条の計画が定められたときは、当然これと整合的に策定、運用されるべきであると考えます。

#### <第2項>

市長は、市民への説明責任を果たすため、第1項の施策と計画の推進状況について、着手した事業や完了した事業をリストアップするといった方法などにより、毎年公表していかなければならないことを述べています。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

**第11条 職員の責務**

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の向上を図るとともに、市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

市職員の責務について定めるものです。

**【解説】**

職員は、「全体の奉仕者」として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の向上を図ることはもちろんのこと、市民自治の推進のために、最大限に能力を発揮するよう努めることを述べています。

**「その能力の向上」**

現在の法制度を前提としながらも創意工夫をこらすことが必要であり、前例や慣習にとらわれない積極的な思考力、行動力が求められます。

**「市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮」**

単に法律の規定に従って事務を執行するのではなく、市民や事業者と協働する市のスタッフとして専門知識、能力を最大限に発揮し、自らも現場に立って市民と一緒に汗を流すのが「市民自治を推進するため」の職員のあり方であり、そうした観点から、これまでの仕事の姿勢や進め方を見直していくべきことを定めたものです。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

## 第12条 地域自治

(地域自治)

第12条 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織(以下この条において「地域自治組織」という。)を自主的に形成することができる。

2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。

3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。

4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。

### 【趣旨】

地域における自治を推進するための組織の形成や活動、それに対する市の措置について定めるものです。

### 【解説】

地域の課題は地域の特性に応じて市民と事業者が主体的に解決に向けた取組みを担い、市が必要な施策を行うこととした「自治の基本原則」(第2条)に基づく規定です。

地域における自治を推進するための市の施策のあり方などについては、今後、この条項の趣旨を踏まえて定める「(仮称)コミュニティ基本方針」の中で、明らかにしていきます。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

### <第1項>

#### 「地域自治組織」

地域における自治を推進するための組織については、豊中市自治基本条例で枠をはめるのではなく、あくまでもそれぞれの地域がその地域の特性に応じて、自主的に形成できることとしています。

従って、地区住民協議会のような組織を新しく結成しても、既存の住民組織による定例的な会合を持つこととしても、いずれでも差し支えありませんが、住民の総意を反映したものであることが必要です。いずれにせよ、既存の住民組織が基盤になっていくものと考えています。

#### 特定課題に対する共通の関心に基づく自治(いわゆる「テーマ型コミュニティ」の位置付け)

豊中市自治基本条例では、地域における自治は、地縁的關係に基づいて行うことを前提としており、本条に定める地域自治組織は、いわゆる「地縁型」の組織を想定しています。

これは、「地域の課題は、身近に感じられる範囲にあるものほど、より明確に認識される」という考え方によるものです。

しかしながら、例えば環境問題のように、その地域の中だけで完結しない問題について、地域同士の利害が対立しているような場合に、NPOなどのテーマ型コミュニティによる支援が大きな力となることも期待されます。このため、本条第3項に定める市の支援の中に、テーマ型コミュニティとの連携の支援を含めることとしています。

### <第2項>

地域自治組織の役割について、地域の安全や教育などの課題について主体的に協議し、解決に向けて取り組むことを述べています。

**「地域自治の発展に寄与」**

地域自治組織は、すべての住民に加入を強制するものではありませんが、地域における自治を推進するための組織であり、住民の総意を反映してその地域の自治がより良く行われるようにしていくことが求められます。

このため、地域自治組織が取り組みを進めていくときには、組織の構成員だけでなく、広く地域の住民や事業者と協力、連携、相互支援を図ることにより、地域の自治の発展につながるよう努めることとしています。

**<第3項>**

いわゆる「人、モノ、金、情報」という活動資源の観点から、地域自治組織の形成・維持に必要な支援を市が行うべきことを述べています。

**「必要な措置」**

例えば、地域活動への参加を進めるセミナーや、地域自治組織の事業に対する助成、活動場所の確保、課題解決に必要な情報の提供などの支援を行うことを想定しています。

地域における課題の解決には、NPOなどのいわゆるテーマ型コミュニティの支援が大きな力となることも期待されることから、「必要な措置」には、こうした情報を提供したり両者を仲介したりすることなども含まれます。

**<第4項>**

施策の決定や実施にあたっては、地域自治組織の意思を反映するため、いわゆる「タウンミーティング」など意見交換や協議の場を設けながら、意見を集約したり調整を行ったりするプロセスを取り入れていくとともに、その結果についての説明責任を果たすべきことを述べています。

### 第13条 市政運営の基本原則

(市政運営の基本原則)

第13条 市は、市政運営に当たっては、市民及び事業者の負担に基づくものであることにかんがみ、最大限に効率性を発揮して行わなければならない。

2 市は、市民の視点で公正な市政運営を推進し、市民の権利利益の保護を図らなければならない。

3 市は、市政運営の透明性の向上を図り、市民から信頼される開かれた市政を推進しなければならない。

#### 【趣旨】

市政運営における基本原則を定めるものです。

#### 【解説】

「効率性」「公正」「透明性の向上」の三つが市政運営の基本原則であることを述べています。

この原則を踏まえた市政の各分野の運営については、第14条「総合計画」から第23条「危機管理」までに具体的に定めています。

なお、「市政運営」に関する規定は、第16条「行政手続」など明らかに該当しないものを除き、原則として市議会にも適用されます。

#### この条文の趣旨に即した 主な条例・施策等

- ・ 豊中市行財政改革大綱
- ・ 豊中市行政手続条例
- ・ 個別外部監査制度

#### <第1項>

##### 「効率性」

単に安上がりということではなく、経費の割合に対して効果が大きいことを指しており、成果も含んだ概念です。

#### <第2項>

##### 「公正な市政運営」

市政が特定の市民や事業者の利益に偏ったものとならないよう、適正な運営を保つよう求めるものです。

##### 「市民の視点で」

公正な市政運営の推進を市が自ら点検し、改めていく仕組みの中に、「市民の視点」を取り入れることを述べています。その一つとして、市では、市民が監査請求を行う際に、外部の監査人による監査を選ぶことができる「個別外部監査制度」を導入しています。

このほかの仕組みとしては、例えば、独立・中立的な行政内の機関として設置される「行政オンブズマン制度」なども想定されます。

##### 「市民の権利利益の保護」

権利利益の侵害を未然に防ぐために、市が処分や行政指導などを行う際の手続きを明確にしておくことや、不当な処分などが行われた場合に、市民が救済を申し立てるための苦情処理システムなどを整備することなどにより、市民の権利利益の保護を図ることとしています。

なお、苦情処理システムとして、豊中市男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画苦情処理委員会と、豊中市健康福祉条例に基づく健康福祉サービス苦情調整委員会が設置されています。

#### <第3項>

##### 「透明性」

行政の意思決定の内容や過程が市民にとって明らかであることをいいます。

### 第14条 総合計画

(総合計画)

第14条 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにしなければならない。

#### 【趣旨】

市は、総合計画を策定し、これに即した事務処理を行うべきこと、各分野の計画は総合計画に適合して策定すべきことを定めるものです。

#### 【解説】

##### <第1項>

地方自治法により、市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を議会で議決し、これに基づいて仕事を進めなければならないこととされています。

市は、事務を処理するにあたっては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想に即して基本計画と実施計画(これらを総称して「総合計画」といいます。)を定め、その内容を着実に実現していくべきことを述べています。

##### <第2項>

特定の分野の施策に関する計画を定めようとするときは、総合計画に適合した内容とすることによって、総合的かつ体系的な行政運営を確保すべきことを述べています。

#### この条文の趣旨に即した 主な条例・施策等

- ・ 第3次豊中市総合計画  
前期基本計画  
実施計画

## 第15条 行政組織

(行政組織)

第15条 市は、行政組織の編成に当たっては、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるようにするとともに、相互の連携が保たれるように十分配慮しなければならない。

### 【趣旨】

行政組織について、市は、社会経済情勢の変化に対応するため、簡素で効率的な編成、相互の連携の確保に配慮すべきことを定めるものです。

### 【解説】

市は、行財政の再建や危機管理への対応、新たな制度の導入など、新たな行政課題や市民ニーズに対応した体制を整備するため、毎年、組織機構の見直しを行っています。

部や課などの行政組織を設けるにあたっては、社会経済情勢の変化に迅速に、かつ柔軟に対応するため、簡素で効率的に仕事を進めることができるようにするとともに、相互の連携が保たれるように十分配慮すべきことを述べています。

#### 「社会経済情勢の変化」

社会経済情勢の変化とは、例えば、少子高齢化の進行や情報化の進展、環境問題への対応、「団塊の世代」の退職などの世の中の動きを指しています。

「簡素かつ効率的なものとなるようにするとともに、相互の連携が保たれるよう」

組織の肥大化やタテ割りの弊害を抑止し、また解消すべきことを述べています。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

**第16条 行政手続**

(行政手続)

第16条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう、行政手続について必要な措置を講じなければならない。

**【趣旨】**

市は、行政手続の整備を図ることによって、市民の権利利益の保護に努めるべきことを定めるものです。

**【解説】**

市は、申請を審査する際の基準や審査に要する標準的な日数を事前に公表したり、許可の取消しなどの不利益な処置を行う場合は事前に弁明の機会を与えたりするなど、行政手続の整備を図ることによって、市民の権利利益の保護に努めるべきことを述べています。

**「行政手続について必要な措置」**

例えば、市が処分や行政指導などを行う際の手続きを整備することや、市が行った処分や行政指導などに対して、市民が不服を申し立てた場合に、これを適切に審査する仕組みを整備することなどが考えられます。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

## 第17条 政策法務

(政策法務)

第17条 市は、法令等の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈及び運用を行うことにより、自主立法権等を活用する政策法務の推進を図らなければならない。

### 【趣旨】

市は、自主条例の制定などの政策法務の推進を図るべきことを定めるものです。

### 【解説】

平成12年(2000年)の「地方分権一括法」により、自治体が法令を自主的に解釈運用して政策法務を推進していくための環境が整備されました。

このことを受けて、市は、法令等(法律、政令、省令、条例、規則をいいます。)の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈と運用を行い、独自の政策を実現するため条例を制定するなどにより、政策法務を推進していくべきことを述べています。

### 「政策法務」

地方分権により、各自治体が地域の行政ニーズに即した行政運営を進めていくために、既存の法体系に基づいて自主的に法を解釈し、常に適法性を意識して業務を進め、政策の企画、立案、実施にあたっては、市民の視点を持って、条例制定権を活用していくことをいいます。また、訴訟対応については、法令等を適正に解釈し、執行することにより、訴訟予防に努めるとともに、訴訟にあたっては、法令等に即して公平で公正な視点で対応することをいいます。

政策法務を推進するためには、特定の職員だけでなく、すべての職員が法務能力を高めていくことが求められます。市では、条例、規則その他の重要な行政文書の審査、争訟事件等に対応するため、各部に法務主任を置くとともに、職員研修を行い、職員の法務能力の向上を進めています。

### この条文の趣旨に即した 主な条例・施策等

・ 法務主任制度

**第18条 法令遵守**

(法令遵守)

第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するための必要な措置を講じなければならない。

**【趣旨】**

市は、市政運営にあたっては、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するため、庁内体制の整備や対応手順の作成などの措置を講じるべきことを定めるものです。

これにより、法令等を誠実に遵守して仕事を進める仕組みを確立しようとするものです。

**【解説】**

**「公正な職務執行を確保するための必要な措置」**

例えば、市民や公職者から要望を受けた際に、その経過を記録し情報公開の対象とすることにより、違法または不当な要求が行われることを未然に抑止するとともに、実際にそうした要求を受けた場合には、組織として毅然とした対応を図ることなどが考えられます。

**「口利き」問題への対応**

いわゆる「口利き」問題については、市議会の行財政改革・地方分権調査特別委員会の中でも取り上げられました。これを受けて、(仮称)自治基本条例検討委員会は、「『口利き』は、市民が議員に依頼し、議員が行政に伝え、行政がそれに応えるという三者の関係」であるとして、それぞれの責務規定の中でこれに対応するよう提案しています。

豊中市自治基本条例では、「市民の権利」(第3条)において、市民が「公共の視点に立って」権利を行使すること、「市議会の責務」(第7条)において、「市民意思の反映」「開かれた議会運営」をめざすこと、「市議会議員の責務」(第8条)において、「市民の代表」として誠実に職務を遂行すること、「職員の責務」(第11条)において、「全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行」することを定めています。

その上で、本条において、組織として法令等を誠実に遵守して職務を執行していく仕組みを確立することを規定したものです。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

- ・ 豊中市不当要求行為等対策要綱

## 第19条 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開及び個人情報の保護)

第19条 市は、市政に関する情報について、市民及び事業者との共有を図るため、情報公開を総合的に推進しなければならない。

2 市は、個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

### 【趣旨】

市政に関する情報の公開を総合的に推進すべきこと、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるべきことを定めるものです。

### 【解説】

#### <第1項>

#### 「情報公開を総合的に推進」

行政文書の開示制度だけでなく、情報の提供や公表、会議の公開などの制度や仕組みを整備・充実することにより、市が保有する情報の公開を総合的に推進することを述べています。

#### <第2項>

#### 「個人情報の保護に関し必要な措置」

例えば、個人情報保護制度の実施機関における個人情報の取扱基準の明確化、職員意識の啓発等が考えられます。

### この条文の趣旨に即した 主な条例・施策等

- ・ 豊中市情報公開条例
- ・ 豊中市個人情報保護条例
- ・ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の国際規格 ISO27001 の取得

## 第20条 行政評価

(行政評価)

第20条 市は、主要な施策の効果を自ら評価し、その結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、当該施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握しなければならない。

2 市は、前項の規定により評価を実施したときは、速やかにその結果を公表する。この場合において、市は、評価の結果について市民の意見を聴くため、必要な措置を講じなければならない。

### 【趣旨】

行政評価について、施策の効果をできる限り定量的に把握し、評価結果を当該施策に適切に反映させるべきこと、評価の結果に対して市民の意見を聴くために必要な措置を講じるべきことを定めるものです。

### この条文の趣旨に即した 主な条例・施策等

- ・ 豊中市行財政改革大綱
- ・ 行政評価システムの導入

### 【解説】

#### <第1項>

#### 「できる限り定量的に把握」

市の仕事の効果は、経済的な尺度で測定することが困難なものが多いのも事実ですが、できる限り定量的にこれを把握するよう努めるべきこととしています。

#### 「施策の特性に応じた合理的な手法」

例えば、教育・啓発を目的とする施策の場合は、市民の意識や行動がどのように変容したかを測定する必要があることから、意識調査等、一定の社会調査的手法によることが合理的であると考えられます。

また、道路整備事業の場合であれば、円滑な道路交通の確保が目的であることから、道路渋滞状況の定点観測などの手法が考えられます。

#### 評価の位置付け

市の仕事も、「計画」「実施」「評価」「改善」といういわゆる「マネジメントサイクル」に従って進める必要があります。なかでも「評価」は、限られた財源を有効に活用して市の役割を効果的に果たしていくため、大変重要な仕組みです。

これまでは、豊中市行財政改革大綱に基づき、評価の仕組みの整備を進めてきましたが、豊中市自治基本条例の制定により、評価が明確に位置付けられました。

#### <第2項>

評価の結果を公表することによって、市民の意見も聞きながらより良い評価としていくべきことを述べています。

豊中市環境基本計画の進行管理において、市民や事業者の意見を踏まえて評価を行う仕組みが取り入れられています。

#### 「必要な措置」

具体的には、評価の結果を広報誌、ホームページ、公共施設などで広く公表して意見を求めることや、結果について説明し意見交換する場を設けることなどが考えられます。

## 第21条 人材育成

(人材育成)

第21条 市は、職務に対する高い意欲及び能力を持った職員を育成するため、総合的かつ計画的に人材育成に係る施策を実施しなければならない。

### 【趣旨】

市職員の人材育成について定めるものです。

### 【解説】

市は、職員が豊中市自治基本条例の規定を遵守して職務を遂行するため、それを成し遂げる意欲と能力を持った職員を育成することが求められます。

人材の育成は、職員研修さえすればよいというものではなく、適材適所の人事配置や活力ある職場づくりなどと合わせて進めなければ、効果をあげることができません。こうした観点から、市職員の育成のため、総合的かつ計画的に人材育成にかかわる施策を実施すべきことを述べています。

### この条文の趣旨に即した 主な条例・施策等

- ・ 豊中市人材育成基本方針

## 第22条 財政運営

(財政運営)

第22条 市は、計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成しなければならない。

2 市は、前項の財政状況及び財政見通しを作成したときは、速やかに公表する。

### 【趣旨】

財政運営について、市は、財政状況を的確に把握するとともに、中期的な見通しを立てること、また、それらを公表することを定めるものです。

### 【解説】

#### <第1項>

市は、将来の世代の負担にも配慮した計画的かつ健全な財政運営を図るため、貸借対照表(バランスシート)やコスト計算書などの財務諸表を積極的に作成し分析することによって財政の現状を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政の見通しを立てるべきことを述べています。

#### 「資産及び負債、行政コストその他多様な指標」

さまざまな角度から市の財政状況を分析するため、多様な指標を用いることを述べています。

例えば、財政構造の弾力性を見る「経常収支比率」や「実質公債費比率」、財政運営の堅実性を見る「実質収支比率」などの指標が用いられています。また、資産や負債の状況を示す「貸借対照表(バランスシート)」、減価償却費など表に出ない費用を明らかにする「行政コスト計算書」、行政活動を資金の流れから見る「キャッシュフロー計算書」なども作成されています。

なお、平成20年度(2008年度)から、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の公表が義務付けられることになり、今後、これらが中心的な指標として用いられるようになると考えられます。

#### 「中期的な財政見通しを作成」

市税や地方交付税などの税収入の見通しや、行財政再建の取組みによる効果、今後の事業計画などを踏まえて収支見通しを試算し、経常収支比率の目標値を設定するなど、中期的な財政見通しを作成すべきことを述べています。

#### <第2項>

さまざまな指標に基づいて把握した財政状況をまとめた文書(これを「財政状況」といいます。)や財政の見通しを作成して公表し、市民の理解と協力を得ながら、財政運営を進めていくべきことを述べています。

### この条文の趣旨に即した 主な条例・施策等

- ・ 貸借対照表(バランスシート)、行政コスト計算書の作成と公表
- ・ 「とよなかの家計簿」の作成

## 第23条 危機管理

(危機管理)

第23条 市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

### 【趣旨】

危機管理について、危機事象の発生に備えた体制等を整備するとともに、市民、事業者と連携して対応を図るべきことを定めるものです。

### 【解説】

#### 「危機事象」

具体的には、自然災害、大規模な事件・事故(航空機災害、テロなど)、市施設や市主催のイベントにおける事件・事故、健康危機(大規模な食中毒など)、個人情報漏洩、コンピュータ犯罪など、幅広い危機をいいます。

#### 「体制等を整備」

組織体制を構築することや、マニュアルを作成することをいいます。

#### 「市民及び事業者と連携」

第12条「地域自治」では、地域自治組織が取り組むべき地域の課題の一つに「安全」を挙げていますが、市としても、危機事象の発生に備え総合的かつ機動的な活動を行う体制等を整備し、市民、事業者と連携して対応すべきことを述べています。

### この条文の趣旨に即した 主な条例・施策等

- ・ 豊中市危機管理対応方針
- ・ 豊中市地域防災計画
- ・ 豊中市国民保護計画

### 第24条 参画における原則

(参画における原則)

第24条 市は、幅広い市民及び事業者の参画を得て市政を推進するため、施策の企画、実施、評価及び改善の過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する目的を達するため、必要な情報を適時に、かつ、適切な方法で市民及び事業者へ提供するよう努めなければならない。

3 市は、市政への参画に関する市民及び事業者の意見、要望等については、適切に対処しなければならない。

#### 【趣旨】

参画における原則について定めるものです。

市政はより多くの市民と事業者の参画を得ながら進めなければならないという「自治の基本原則」(第2条)を具体化するための原則を定めるものです。

#### 【解説】

##### <第1項>

「多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない」

さまざまな環境の下にある市民が、より多く市政に参画できるようにするため、市政に関する情報を取得したり、意見を述べたりする方法を、できるだけ豊富に用意すべきことを述べています。

具体的には、「意見公募手続」(第25条)や、「審査会等の委員の選任」(第26条)をはじめ、意見交換会やワークショップ、インターネット上で議論する電子会議室、タウンミーティングなどの方法が考えられます。

なお、緊急の場合など、参画の機会を設けることができない場合も想定されるため、努力義務としていますが、その代わりに、第3項において、市は説明責任を果たすべきことを定めています。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

##### <第2項>

必要な情報を適切な時期に提供すること、かつ、情報の提供にあたっては、子どもや高齢者、障害者など、情報を受け取る人に応じた配慮を行うべきことを述べています。

「市は、...必要な情報を...提供する」とありますが、実務上は、市民の求めに応じて、必要とされる情報を提供するという運用がなされるべきと考えています。

##### <第3項>

前2項において、参画の機会を設けることなどを努力義務としていることを踏まえ、市は、やむを得ない理由により参画の機会を設けなかった場合などに、市民と事業者の意見や提案、要望、苦情に対して誠実にこたえていくことを通じて、説明責任を果たすべきことを述べています。

**第25条 意見公募手続**

(意見公募手続)

第25条 市は、市の基本的な制度又は事項を定める条例、計画等を策定するに当たっては、市民及び事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うため、意見公募手続を整備しなければならない。

**【趣旨】**

意見公募手続を整備すべきことを定めるものです。  
「参画における原則」(第24条)を具体化した制度の一つとして定めるものです。

**【解説】**

市の基本的な制度または事項を定める条例、計画等を策定するにあたって、市民と事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して策定の意思決定を行う手続を整備すべきことを述べています。

**「意見公募手続を整備」**

現在、パブリックコメント手続要綱に基づいて意見公募手続を行っています。透明性を高め、より安定した制度として運用していくため、豊中市自治基本条例の趣旨や、これまでの要綱での運用実績を踏まえながら、これからの行政の意思決定過程への市民参画の手法としてふさわしい手続のあり方をさらに検討していきます。

また、国においては、行政手続法の一部改正により、命令等(政省令、審査基準、処分基準、行政指導指針)を定める際の意見公募手続が規定されており、その趣旨も踏まえて、対象範囲についても検討していきます。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

- ・パブリックコメント手続(計画等への市民意見募集)要綱

**第26条 審査会等の委員の選任**

(審査会等の委員の選任)

第26条 市は、審査会、審議会、協議会等(次項において「審査会等」という。)の委員を選任するに当たっては、男女の構成比率、年齢等に留意し、幅広い市民及び事業者の参画に配慮した委員構成となるよう努めなければならない。

2 市は、審査会等の委員の全部又は一部を公募する。ただし、法令等に特別の定めがあるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

**【趣旨】**

審査会、審議会、協議会等の委員の選任について定めるものです。

「意見公募手続」(第25条)と並んで「参画における原則」(第24条)を具体化した制度の一つです。

**【解説】**

**<第1項>**

地方自治法により、市は、市長の諮問機関として審議会などの附属機関を置くことができるとされています。その委員の選任にあたっては、当該機関が「幅広い市民及び事業者の参画を得て市政を推進する」という「参画における原則」(第24条)を踏まえた構成となるよう、男女の構成比率や年齢等に留意して、これを行うように努めなければならないことを述べています。

なお、法令に委員の要件についての規定があるなど、委員構成に制約のある場合も想定されるため、努力義務としています。

**<第2項>**

原則として委員の全部または一部を公募しなければならないことを定め、市民、事業者の市政参画の機会を拡充するようにしています。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

- ・ 審議会等委員の選任に関する指針
- ・ 審議会等委員の市民公募に関する要領

## 第27条 協働における原則

(協働における原則)

第27条 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づき行わなければならない。

- (1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。
  - (2) 目的を共有するとともに、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること。市にあっては、これらの情報を適時に、かつ、適切な方法で公開すること。
- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民及び事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重しなければならない。

### 【趣旨】

協働における原則について定めるものです。

「参画における原則」(第24条)と同様、「自治の基本原則」(第2条)を具体化するための原則を定めるものです。

### 【解説】

#### <第1項>

「市民、事業者及び市は」

協働は、市民、事業者と市の三者の関係です。それぞれが主体となって、相互に協働する関係に立ちます。

「(1)対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。(2)目的を共有するとともに、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること」

協働するときの原則として、「対等性」「相互理解」「目的の共有」「協働の過程と成果の公開」を定めています。

「市にあっては、これらの情報を適時に、かつ、適切な方法で公開する」

市が、「協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果」を公開する場合は、適切な時期に公開すること、かつ、子どもや高齢者、障害者など、これらの情報を受け取る人に応じた配慮を行うべきことを述べています。

#### <第2項>

市が、市民、事業者と協働するときは、第1項に加え、市民、事業者の自発性、自主性を尊重すべきことを述べています。

協働は当事者が対等の立場で行うものであり、市が市民、事業者に仕事を押し付けたり、下請けさせるようなことがあってはなりません。

### この条文の趣旨に即した 主な条例・施策等

- ・ 豊中市市民公益活動推進条例

**第28条 協働の推進**

(協働の推進)

第28条 市は、市民、事業者及び市との間における協働を進めるため、その仕組みづくりその他必要な施策を実施しなければならない。

**【趣旨】**

市は、協働を推進するために必要な施策を実施すべきことを定めるものです。

「協働における原則」(第27条)を具体化するための制度を定めるものです。

**【解説】**

「その仕組みづくりその他必要な施策」

具体的には、市民公益活動推進条例に基づく「協働事業提案制度」のような協働を進める仕組みや、地域の課題を共有する仕組みづくり、協働の担い手に対する助成、職員研修などが考えられます。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

- ・ 豊中市市民公益活動推進条例
- ・ 協働事業提案制度
- ・ 提案公募型委託制度
- ・ 市民公益活動推進助成金制度
- ・ 公園・緑道における自主管理協定制度

### 第29条 パートナーシップ協定

(パートナーシップ協定)

第29条 市民、事業者及び市は、協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定、実施又は評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた協定(次項において「パートナーシップ協定」という。)を締結することができる。

2 市民、事業者及び市は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。

#### 【趣旨】

市民、事業者と市が協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定、実施、評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた一種の契約である「パートナーシップ協定」を締結することができることを定めるものです。

「協働における原則」(第27条)を具体化する制度の一つとして、新たに定めるものです。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

#### 【解説】

##### <第1項>

どのような場合にパートナーシップ協定を締結するのか

協定を締結する主体として、市民、事業者、市の三者が相互に協定を結ぶことを想定しています。

地域の団体と市が相互の役割などを定めてまちづくりを進めている事例として、道路や公園など公共の場所の清掃・美化活動について覚書を交わす「アダプト活動」、公園や緑地の維持管理について協定を結ぶ「自主管理協定制」などが推進されています。また、豊中市市民公益活動推進条例に基づく協働事業提案制度や、豊中市まちづくり条例に基づくまちづくり協議会の認定などによる協働の取り組みも行われています。

今後、これらの事例を踏まえて、パートナーシップ協定の具体化に向けた検討を進めます。

##### <第2項>

市民、事業者と市は、パートナーシップ協定に定められた内容を誠実に履行すべきことを述べています。

**第30条 市民投票**

(市民投票)

- 第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。
  - 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。
  - 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
  - 5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

**【趣旨】**

市民投票について、市民投票の実施請求権とその成立要件、対象事項、投票権、投票結果の尊重義務を定め、いわゆる「常設型」の市民投票を定めるものです。

豊中市自治基本条例において、市民、住民を表す言葉としては、基本的に「市民」を用いています。このため、住民投票ではなく、「市民投票」としたものです。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

**【解説】**

**<第1項>**

「市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む)」

豊中市自治基本条例は、豊中市に住む人だけでなく、豊中市で働き、学ぶ人、あるいはNPO活動に従事する人や団体などを幅広く対象としています(「前文」の解説を参照)が、市民投票は、市町村合併など市の存続や市政運営に非常に大きな影響を及ぼすと考えられる事項について、市民の意思を問うものであることから、投票や請求の資格は住民に限って認めることとしています。

なお、市民投票に付す事項は、「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」ですから、将来の世代にもできる限り投票資格を認めるべきであるとの考えにたつて、満18歳以上の住民が投票できることとしました。また、外国人も含めることとしています。

「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」

これまでに全国で、市町村合併や原子力発電所、防衛施設の設置などをめぐって市民投票が実施されています。また、他市の市民投票条例では、市民投票に適しないと考えられる事項(市の権限に属さない事項、市の組織人事及び財務に関する事項など)を対象から除外しています。

市民投票の案件は、地域社会の状況を踏まえて、個々に判断されるものであり、確定的にそれを表現することは困難です。発議に必要な署名数を収集することができたとすれば、ハードルの高さを考えると、その事案はすでに市民投票にふさわしい事項であるとも考えられます。

これらを参考に、第5項により別に定める条例の中で、具体的に明らかにしていきます。

「その総数の6分の1以上の者の連署をもって」

「市町村の合併の特例等に関する法律」では、住民が合併について話し合う協議会の設置を請求し議会がこれを否決した場合、有権者の6分の1以上の署名をもって、協議会設置の是非を問う住民投票を請求できることになっています。

このような事例や豊中市の有権者数(=約30万人)などを勘案し、請求に必要な署名数を6

分の1としました。

#### **議会の請求権**

議員は、地方自治法上、条例案についての発議権を付与されています。そして、議会は、議員の発議に基づき、出席議員の過半数の賛成で住民投票条例を制定することができます。このことから、議会の請求権については、あえてこれを設けないこととしたものです。

#### **<第2項>**

市民投票の請求があった場合に、投票を実施するか否かは議会に諮って決めるというやり方もありますが、ここでは、請求があれば必ず実施するという考え方に立っています。このような市民投票を「常設型」の市民投票といいます。

#### **<第3項>**

市民投票の投票権を有する者は、市民投票を請求できる者と一致させています。

#### **<第4項>**

市民投票の結果に法的な強制力を持たせることは市長や議会の権限を侵すものとして法令に抵触する疑いがありますので、投票結果に対して、市長や議会は尊重義務を負う旨規定することとしました。

その結果、議会や市長が下した判断の是非については、豊中市自治基本条例の中ではなく、政治のプロセスのなかで評価されるべきであると考えています。

#### **<第5項>**

投票資格者の具体的な範囲や、市民投票に付すべき事項など、市民投票を実施するために必要な事項は、別に条例で定めることを述べています。

**第31条 国又は他の地方公共団体との連携**

(国又は他の地方公共団体との連携)

第31条 市は、共通する課題を解決するため、国、大阪府又は他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

**【趣旨】**

共通する課題については、国や大阪府など他の自治体と連携しながら、協力して解決を図っていくよう努めるべきことを定めるものです。

**【解説】**

市の課題は、市だけで解決できるものばかりではありません。それぞれの自治体に共通する課題や、環境問題、交通問題のように広い範囲に及ぶ課題については、近隣市や大阪府など関係する自治体、さらには国とも連携しながら、協力して解決を図るべきことを述べています。

例えば、住民の利便性を向上するために公共施設を相互利用することや、単独の自治体では設置・運営が困難な施設を整備したりする事例が考えられます。

**近隣市や大阪府との連携事業**

豊中市、吹田市など4市2町による「豊能広域こども急病センター」の設置・運営、豊中市と箕面市との連携による図書館の広域利用サービス、豊能地域3市2町による「災害時相互応援協定」など、さまざまな分野で連携事業を行っています。

**広域行政の推進**

市域を越えた行政課題に対応していくため、豊能地区市長・町長連絡会議(豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)や、北摂市長会(豊中市・池田市・箕面市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市)などの場で、広域市町村連携のあり方についての調査研究を進めています。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

- ・ 豊能広域こども急病センターの設置・運営
- ・ 図書館の広域利用サービス

**第32条 この条例の位置付け**

(この条例の位置付け)

第32条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 市は、条例の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

**【趣旨】**

豊中市自治基本条例の位置付けについて、市民、事業者、市の遵守義務と、市政運営にあたっての最大限の尊重義務を定めるものです。

**【解説】**

**<第1項>**

豊中市自治基本条例は、自治を進めていく過程について定めたものであり、その規定にのっとり市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たす取組みを進めていくことにより、目標とする自治の姿が実現されるものです。

このことから、市民、事業者と市が、豊中市自治基本条例を「自治」に関する基本として、誠実に遵守することを述べています。

**<第2項>**

条例間には優劣の関係はないとされていることから、豊中市自治基本条例の規定に違反する条例を無効とすることまではできませんが、市は、他の条例の制定や改廃、法令等の解釈や運用など、市政運営にあたっては、豊中市自治基本条例の趣旨を最大限に尊重すべきことを述べています。

この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等

**豊中市自治基本条例の位置付け**

豊中市自治基本条例は、福祉や環境、人権など市政の各分野において定められた他の基本条例を包括する性格を持つものではありませんが、条例の制定や改廃、法令等の解釈運用など、市政運営にあたっては、多様な市民参画の機会を設けるなど豊中市自治基本条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならないという意味において、市政運営に関する最高規範として位置付けることとしています。

**附 則**

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第30条の規定は、同条第5項の条例の施行の日から施行する。
- 2 市長は、市民自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、市民及び事業者は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

**【趣旨】**

豊中市自治基本条例の施行日、施行後3年以内の運用状況の検討と、その際の市民、事業者からの運用状況や見直しについての意見、検討結果への市の対処方法を定めるものです。

豊中市自治基本条例が定める内容は自治の基本に属する事柄とはいえ、永久不変のものではありません。市民自治の推進状況や社会経済情勢の変化等を考慮して不断に運用状況を点検し、必要があればいつでも見直しを行うべきものです。こうした考えから、条例の附則にいわゆる「見直し規定」を置くこととしたものです。

**この条文の趣旨に即した  
主な条例・施策等**

**【解説】**

**<第1項>**

豊中市自治基本条例の施行日を、平成19年4月1日としています(公布は平成19年3月30日)。

ただし、第30条(市民投票)は、市民投票の実施手続きを定める条例の施行日から施行することとしています。

**<第2項>**

条例の施行後3年以内に市長が運用状況を検討すべきこととしていますが、その際に、市民と事業者が主体的に見直しを行う機会として、条例の見直しについて意見を述べるができることを述べています。

**「市民自治の推進状況」**

多様な市民参画の機会が設けられているか、協働による課題解決の取り組みがどれだけ行われているかといった実績や、地域自治組織(第12条)の形成に向けた取り組みの推進状況、市政に対する市民からの意見や苦情の内容など、さまざまな視点から評価していきます。

**「社会経済情勢の変化」**

第15条の解説(23ページ)をご覧ください。

**「施行後3年以内」**

法的安定性を確保するという観点と、市民自治の推進状況や社会経済情勢の変化を評価するのに必要な期間を考え、3年を目途に条例の運用状況を検討することとしたものです。

3年目以降の見直しの時期や方法などについては、運用状況の検討結果に基づいて必要な措置を講じていく際に、検討結果に対する市民や事業者の意見を踏まえながら、検討していきます。

**条例制定改廃請求権との関係**

附則の規定は、市長が豊中市自治基本条例の運用状況を検討する機会に合わせて、市民が見直しについて意見を述べることを定めたもので、法的安定性を確保する観点に立つものです。

もとより、地方自治法に定められた条例制定改廃請求権は、市長が検討を行う時期にかかわらず、市民が必要だと考えたときに見直しを請求する権利として行使できます。

**<第3項>**

市長が条例の運用状況について検討した結果を市民に公表して、その意見を聞きながら、必要な措置を講じていくことを述べています。

**「必要な措置」**

施策の実施方法の見直しや、新たな制度の導入など、検討結果に応じて、適切な対応を行うこととしています。

豊中市役所 政策企画部 企画調整室



平成19年(2007年)5月 発行

〒561-8501大阪府豊中市中桜塚3-1-1

電話:06-6858-2088 ファクス:06-6858-2667

電子メール:kikaku@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市ホームページ:<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>